



134号

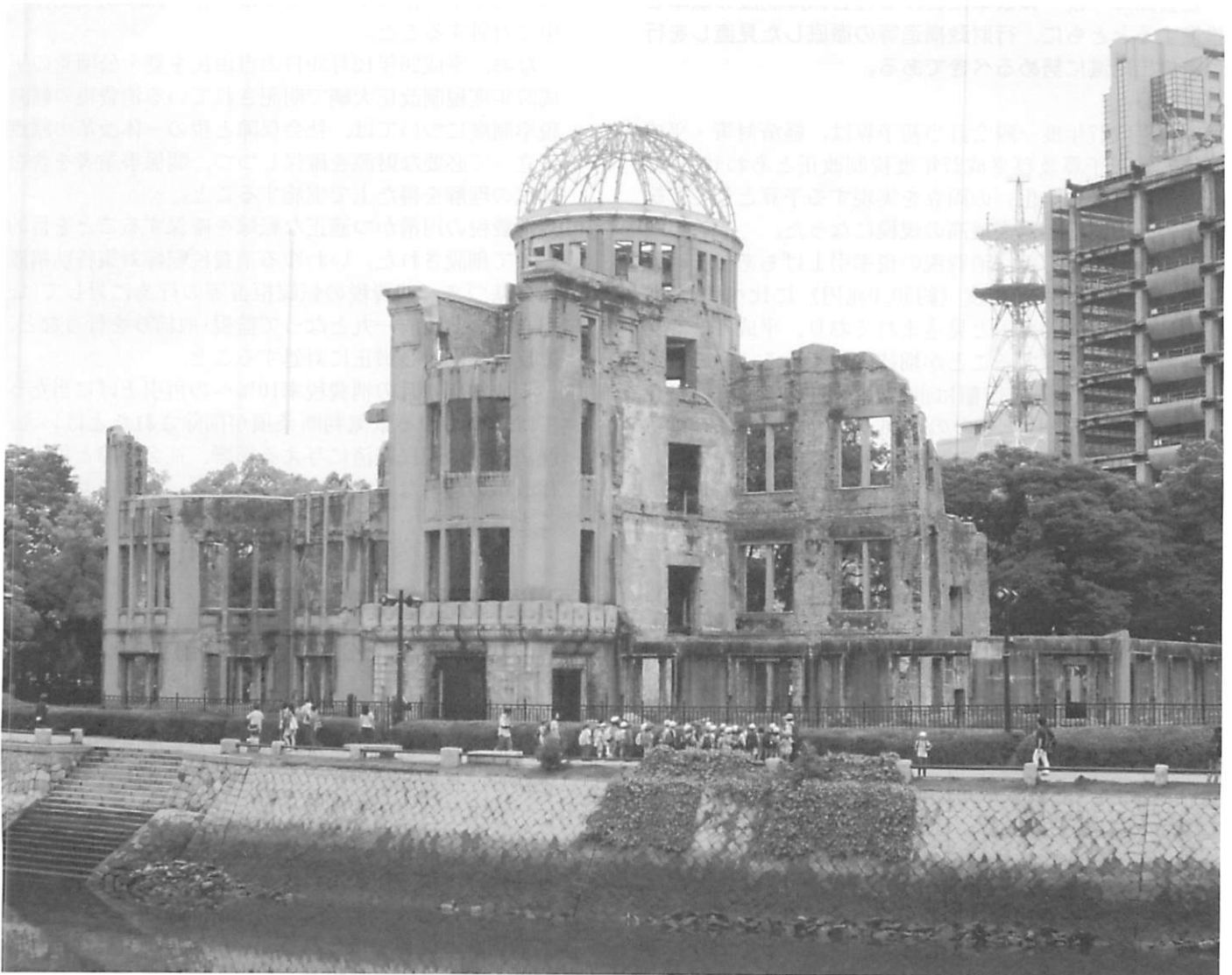
平成27年9月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者
全国間税会総連合会
会長 大谷 信義
事務局
〒105-0003 東京都港区
西新橋3-23-6 白川ビル3F
TEL 03(3437)0201
FAX 03(3437)0301
URL <http://www.kanzeikai.jp>
E-mail info@kanzeikai.jp
印刷 株式会社 総北海



しょうちゃん



原爆ドーム

主要目次

平成28年度 税制及び執行に関する要望書… 2～4	間税会組織の現状……………12～13
全間連、最重点施策を決定し実施中…………… 5	平成27年度 「消費税等に関するアンケート調査」 結果報告……………14～15
平成26年度 租税滞納状況…………… 5～6	かんちゃん・しょうちゃんの 推奨キャラクター……………15
局連だより (広島局間連) …………… 7～8	全間連の動き……………16
広報だより (福岡局間連) …………… 9～10	
間税会だより……………10～12	
日 野・川崎北・佐原・竜ヶ崎・土浦・児島	

消費税 活かすみんなの 間税会

① 社会保障・税一体改革の推進と 行財政構造の徹底した見直し

〔要旨〕

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造等の徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

〔理由〕

国の平成27年度一般会計当初予算は、経済対策・平成26年度補正予算及び平成27年度税制改正とあわせ、「経済再生と財政健全化」の両立を実現する予算として、総額で約96.3兆円と過去最高の規模になった。

その内容を見ると、消費税の税率引き上げもあって、租税及び印紙収入が前年度（約50.0兆円）に比べ約4.5兆円増加し、約54.5兆円と見込まれており、平成4～5年度当時の水準に達することが期待されている。

その一方、公債発行額は前年度（約41.3兆円）に比べ約4.4兆円減少したものの約36.9兆円（国債依存度は38.3%）と見込まれている結果、平成27年度末の公債残高見込額は約807兆円で、国民一人当たり約638万円にも匹敵する膨大な借金を抱える状況にある。

また、社会保障関係費は連年増加しており、平成27年度も前年度に比べ約1.0兆円増加し約31.5兆円の規模に達しており、今後、更に増加することが見込まれている。

このような増加する「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」を同時に達成する観点から成立した、いわゆる社会保障と税の一体改革関連法により消費税については、平成26年4月から税率が地方消費税を含めて5%から8%に引き上げられた。そして平成27年10月からの10%への再引上げについては、経済状況等を踏まえ、その実施時期が1年半延期され、平成29年4月からとされている。

また、国の消費税収は増収分を含めて社会保障4経費（年金・医療・介護・少子化対策）に充てることが法制上明確化（社会保障目的税化）されるとともに、地方消費税収についても1%分を除き社会保障財源化された。

私たち間税会は、消費税率の引き上げに与する団体ではないが、現下の厳しい財政事情及び少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性等から見て、今後の消費税率の引き上げはやむを得ない措置であると受け止めているが、平成26年4月の消費税率の引き上げ及び平成29年4月からの消費税率10%への再引上げに当たっては、次に掲げる措置を併せて講ずることが必要である。

- (1) 今後の消費税率の引き上げが国民各層にかなりの負担増を求めることになることに鑑み、政治面及び行財政全般にわたって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性等を過去の経緯にとらわれることなく徹底した見直しを行うこと。
- (2) 特に議員定数や歳費、社会保障関係費、公務員の人

件費、公共事業費などについては、徹底した歳出削減等を行うとともに、円滑で効率的な運営ができる行政組織にするよう行財政改革を推進すること。

- (3) 消費税の税率引き上げに伴う低所得者の負担緩和措置は、税体系全体の中で、更には、社会保障制度全体の中で対処すること。

なお、平成26年12月30日の自由民主党・公明党の平成27年度税制改正大綱で明記されている消費税の軽減税率制度については、社会保障と税の一体改革の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で実施すること。

- (4) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として創設された、いわゆる消費税転嫁対策特別措置法に基づき、消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、引き続き、政府一丸となって監視・取締りを行うなど、違反行為に対し厳正に対処すること。
- (5) 平成29年4月の消費税率10%への再引上げに当たっては、いわゆる景気判断条項が削除されたとはいえ、経済状況や国民経済に与える影響、社会保障と税の一体改革の趣旨などを総合的に勘案し、慎重に対処すること。

② 消費税に関する事項

(1) 消費税の定着と公平で合理的な制度の構築

〔要旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引き上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税であることから、長期的に安定した税制として定着させるとともに、公平で合理的な制度を構築すべきである。

〔理由〕

社会保障・税一体改革による税率引き上げにより、消費税の重要性は益々高まることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる公平で合理的な制度を構築し、将来的に安定した税制として、定着させるべきである。

(2) 単一税率の維持と低所得者の負担緩和措置

〔要旨〕

消費税は、税率が10%に引き上げられる場合においても、単一税率を維持すべきである。

消費税の税率が10%になり、低所得者に対する消費税の負担緩和措置を講ずる必要が生じた場合には、食料品等を低い税率とする複数税率制度ではなく、所得税等において給付付き税額控除制度（還付制度）を設け、その対象にすることにより対処することを検討すべきである。

〔理由〕

イ 消費税は、消費に比例的負担を求める性格の税であることから、その税率は、単一税率が基本である。

ロ 低所得者に対する消費税負担を緩和するための措置としては、食料品など生活に密着した物やサービスを一般の税率（標準税率）より低い税率（軽減税率）とする考え方もあるが、複数税率制度は、税率区分の対象選定に合理的基準を見出すことは困難であり、さらに、一定規模の税収の確保が求められる場合には、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ないことにも留意する必要がある。

更に軽減税率が低所得者に配慮した措置であっても、導入されれば、所得の高い者ほどその効果を大きく受けることになることを踏まえ、導入の適否について検討する必要がある。

ハ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとの価格設定をし、また、仕入税額控除に的確に対処するため、諸外国の例に習えば、取引関係書類に消費税額を明記する、いわゆる税額別記のインボイス制度が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増につながる。

ニ 低所得者に対する税負担の緩和措置については、諸外国に例のあるように、所得税等において給付付き税額控除制度を設けるのが適当である。

(3) 軽減税率による複数税率制度の導入には国民の理解が必要 〔要旨〕

消費税率の引上げに伴い、軽減税率を設ける必要が生じた場合には、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討するとともに、関係事業者を含む国民の理解を得るためのプロセスを十分に講ずるなど、慎重に対処すべきである。

〔理由〕

消費税率の引上げは、社会保障と税の一体改革の観点から行われていることを踏まえ、軽減税率による減収分は必要な財源を確保するとともに、旧物品税等の個別消費税制度が抱えていた課税の不公平感等を解消するために消費税が導入された経緯や、複数税率制度の導入により関係事業者の事務負担が増加するなど、これまでの軽減税率を巡る議論の経緯を十分に踏まえ、関係事業者を含む国民の理解を得るためのプロセスを十分に講ずるべきである。

〔補足1〕

消費税の税率が10%になり、国民感情等からみて、食料品などを軽減税率とせざるを得ない事態が生じた場合においては、その対象範囲は基礎的な食料品など、ごく狭い範囲に限定し、低所得者に対する全体的な負担軽減措置については、給付付き税額控除制度を併用実施するのが適当である。

〔補足2〕

仮に軽減税率による複数税率制度を導入する必要が生じた場合には、適正な税額計算を行うためのシステム改変作業等が必要になることから、実施に当たっては十分な準備期間を設けるべきである。

(4) 仕入税額控除

〔要旨〕

仕入税額控除の仕組みについては、現行の請求書等保存方式を維持すべきである。

〔理由〕

単一税率の下での仕入税額控除は、現行の請求書等保存方式で適切に対処できるので、欧州諸国の付加価値税のように税額別記のインボイスの保存を要件とするインボイス方式に切り替えるべきでない。

〔補足〕

軽減税率による複数税率制度を導入する必要が生じた場合には、諸外国において仕入税額控除のため採用しているインボイス制度では免税事業者が取引から排除されるという問題等があることから、現行の請求書等保存方式を基本とした制度設計により免税事業者が取引から排除されないよう措置すべきである。

(5) 任意の中間申告

〔要旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年3回又は年11回の選択ができるようにすべきである。

〔理由〕

納税資金の事業資金化を防ぎ、滞納の未然防止を図る観点から、任意の中間申告制度を年1回のみではなく、四半期又は毎月納付ができる制度に改組することが適当である。

③ 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

〔要旨〕

石油関連諸税については、中長期的には、消費税との併課のあり方を含め、抜本の見直しをすべきである。

〔理由〕

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整（引下げ）が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかった。

石油関連諸税については、石油関連諸税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、課税対象となる品目をめぐる環境の変化等を勘案しつつ、引き続き検討すべきである。

(2) 印紙税の負担軽減

〔要旨〕

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて更に検討を行うべきである。

〔理由〕

イ 印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

ロ 事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等に

より、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、抜本的な見直しをする必要がある。

(補 足)

社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、印紙税の不合理、不公平な現象がさらに拡大するので、是非、見直しを行うべきである。

4 執行に関する事項

(1) 税務機構

〔要 旨〕

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努められたい。

〔理 由〕

消費税率の引上げに伴い、消費税の重要性が益々高まってきていることに鑑み、法人、個人を通じて消費税の指導等を担当する部門又は専門官(消費税実務指導専門官等)を配置するなど、消費税に関する執行体制の充実に努める必要がある。

(2) 広 報

〔要 旨〕

消費税について、より深い理解を得るための広報をさらに行うべきである。

〔理 由〕

消費税について、制度の内容を広く周知することももちろん必要であるが、消費税の国・地方公共団体の財政中に占める地位及び使途(年金、医療、介護、少子化対策)等について、さらに周知を図るべきである。

当連合会も、世界の消費税(付加価値税)実施国や消費税の使途等を示すポスター、リーフレット、クリアファイルの展示、配付等による広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続きその広報に積極的に取り組むべきである。

(3) 租税教育

〔要 旨〕

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

〔理 由〕

当連合会は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校等で配付したり、「税の標語」募集事業を実施しているところである。

消費税を含めた税の役割、重要性を若年期から理解させるために、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省等とも連携をとりながら、租税教育を積極的に推進すべきである。

「租税教育推進関係省庁等協議会」、いわゆる中央租推協の発足は評価できるものの、更に活発な租税教育に関する議論をお願いしたい。

なお、租税教育は、国民のあらゆる階層に必要な教育であることから、その対象者を小中高生はもとより、大学生、社会人にまで拡充し、それぞれに応じて税財政に対する正しい認識を浸透させるべきである。

もっとも、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

(4) 消費税の滞納整理

〔要 旨〕

消費税の滞納の未然防止、発生した滞納の早期、重点整理等に努められたい。

〔理 由〕

消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることや、消費税率の引上げにより滞納増加が懸念されることから、当連合会では従来にも増して「消費税完納運動の推進」に努めているところであるが、執行当局においても、これまで以上に、滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むことが重要である。

(5) e-Tax

〔要 旨〕

e-Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

〔理 由〕

石油ガス税の課税場所は、全国で約2,700場に達するが、そのほとんどは中小規模の事業者に係るものである。

石油ガス税は、毎月、申告納税の手続きをとる必要があるところ、中小事業者にとっては、軽視できない負担になっている。関係事業者の事務負担を軽減するためにも、e-Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

5 マイナンバー制度

〔要 旨〕

マイナンバー制度については、国民に十分に周知されている状況にないことから、引き続き、積極的な周知活動等に努めるべきである。

〔理 由〕

平成28年1月から利用が開始される、いわゆるマイナンバー制度については、その利用、提供、収集に制限が設けられているが、国民に十分に周知されている状況にはない。

したがって、混乱が生じないように、利用開始前の周知活動等に積極的に取り組むとともに、利用開始以降も、引き続き、マイナンバー制度の周知等に努めるべきである。

全間連、最重点施策を決定し実施中

○ 消費税完納運動の更なる推進

○ 消費税の啓発活動等の拡充



○ 会員増強による組織拡大等

全間連では、平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、消費税の会としての間税会の役割は益々高まってくることを踏まえ、平成26年4月以降における最重点施策を3点決定し、現在、積極的な取組みを展開中です。

- ① 消費税率の引上げに伴い、消費税の滞納残高の増加が懸念されるため、これまでの施策に創意工夫を加えながら実効性のある「消費税完納運動」を更に推進すること。
- ② 消費税率の引上げにより、消費税の重要性が益々高まってくることを踏まえ、特に消費税に関する研修会、説明会など「消費税の啓発活動等」をこれまで以上に積極的に開催すること。
- ③ これらの間税会活動を積極的に展開することなどを通じて、「会員増強による組織拡大等」を図ること。
(平成29年4月1日現在の会員数の達成目標 12万人社)

平成26年度

租 税 滞 納 状 況

消費税の滞納残高

15年連続で減少

全間連では、「預かり金的性格」を持つ消費税の滞納発生を懸念し、従来から「消費税完納運動」を推進してきたところですが、平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、滞納増加が懸念されるため、全間連の「最重点施策」の一つに「消費税完納運動の更なる推進」を掲げ、積極的な取組みを展開しているところです。

消費税の滞納状況を含む「平成26年度租税滞納状況」が、8月上旬に国税庁から発表されました。

これによりますと、平成26年度の消費税の新規発生滞納額は昨年4月から税率が引き上げられた影響により、前年度比17.1%増の3,294億円に増加した一方で、整理済額が前年度比5.3%増の3,380億円と上回ったことから、消費税の滞納残高（滞納整理中のものの額）は、3,477億円で前年度より87億円と2.4ポイント減少しました。

これで、消費税の滞納残高は、15年連続で減少したことになります。

国税庁発表による平成26年度の租税滞納状況は、次のとおりです。

平成26年度租税滞納状況について

- | | |
|---|--|
| 1 | 新規発生滞納額…5,914億円（前年度比8.0%増加） |
| 2 | 整理済額……………6,681億円（前年度比1.2%減少） |
| 3 | 滞納整理中のものの額
……………1兆646億円（前年度比6.7%減少） |

1 新規発生滞納額の状況

平成26年度においては、これまでに引き続き、期限内収納の実現を図るための期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の実施など、滞納の未然防止に努めましたが、税率引上げがあった消費税の滞納額や相続税の滞納額が増加したため、平成26年度の新規発生滞納額は、5,914億円と前年度(5,477億円)より437億円増加(8.0%増)しました。

このうち、消費税については、3,294億円で、前年度(2,814億円)より480億円(17.1%)の増加となっています。

2 滞納発生割合の状況

平成26年度の滞納発生割合（新規発生滞納額5,914億円/徴収決定済額（53兆5,201億円））は、1.1%となりました。

この滞納発生割合は、平成16年度以降、11年連続で2%を下回り、前年同様、国税庁発足以来、最も低い割合となっています。

(注) 徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

3 整理済額の状況

平成26年度においては、これまでに引き続き、納税者

個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、大口・悪質事案や処理困難事案に対して厳正・的確な滞納整理を実施するとともに、消費税滞納の残高圧縮に向けて、消費税滞納を含む滞納事務を確実に処理することに重点を置いて、滞納の整理促進に努めました。

その結果、平成26年度の整理済額は、6,681億円となり、前年度(6,765億円)より84億円(1.2%)減少しました。

4 滞納整理中のものの額の状況

平成26年度においては、滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、平成26年度末における滞納整理中のもの

の額は、1兆646億円となり、前年度(1兆1,414億円)より767億円(6.7%)減少しました。

滞納整理中のものの額は、平成11年度以降、16年連続で減少し、ピーク時(平成10年度、2兆8,149億円)の37.8%になりました。

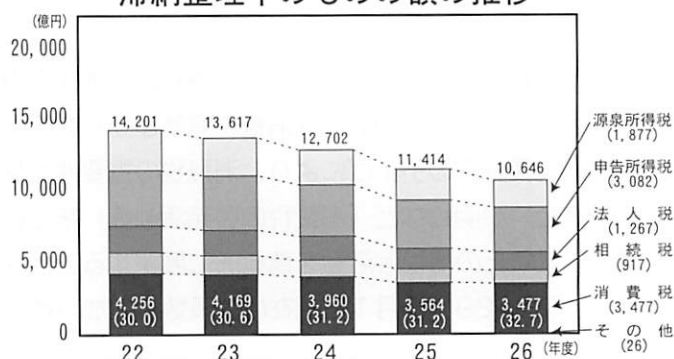
このうち、消費税については、3,477億円と前年度(3,564億円)より87億円(2.4%)減少しました。

消費税の滞納整理中のものの額は、平成12年度以降15年連続で減少し、ピーク時(平成11年度、6,323億円)の55.0%になりました。

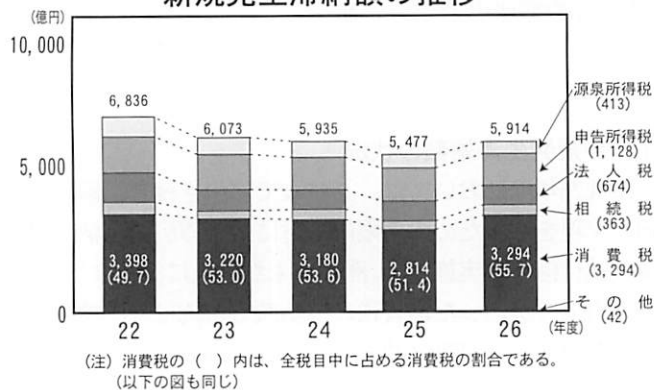
全税目の滞納状況 単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
22	6,836	91.4	7,591	94.2	14,201	95.0
23	6,073	88.8	6,657	87.7	13,617	95.9
24	5,935	97.7	6,850	102.9	12,702	93.3
25	5,477	92.3	6,765	98.7	11,414	89.9
26	5,914	108.0	6,681	98.8	10,646	93.3

滞納整理中のものの額の推移



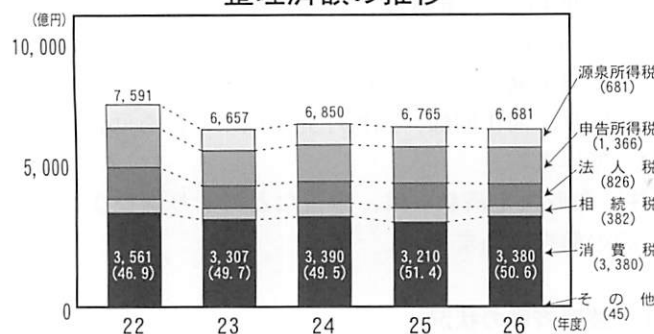
新規発生滞納額の推移



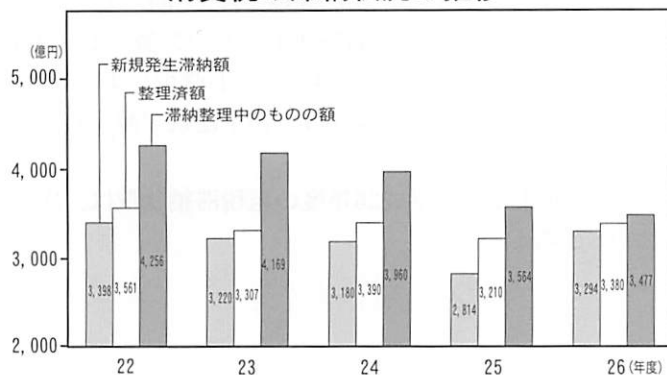
消費税の滞納状況 単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
22	3,398	90.8	3,561	92.3	4,256	96.3
23	3,220	94.8	3,307	92.9	4,169	98.0
24	3,180	98.8	3,390	102.5	3,960	95.0
25	2,814	88.5	3,210	94.7	3,564	90.0
26	3,294	117.1	3,380	105.3	3,477	97.6

整理済額の推移



消費税の滞納状況の推移





広島国税局間税会連合会
会長
角廣 勲

会長挨拶

本年5月に広島国税局間税会連合会の会長に就任しました角廣 勲でございます。前蔵田会長から引継ぎ、この重責を担うこととなりました。

広島国税局間税会連合会は、昭和48年4月に「広島国税局管内物品税協力会連合会」として発足し、昭和49年の「広島国税局間税協力会連合会」への名称変更、そして、平成元年の消費税の創設に伴い「広島国税局間税会連合会」に改組し、今日に至っています。

広島局間連は、中国5県の間税会連合会及び税務署単位に50の単位会と6つの業種別部会で構成され、会員数は約8,700人社となっています。

今後も、会員数1万人社を目標に会員増強に力を入れて組織強化に取り組む方針です。

間税会の役割が大きくなる中で、国税当局と会員の協力をいただき、地域社会の発展に努力をかさねて参る所存です。

以下、広島局間連の組織の状況と各県間連の中で活発な活動をしている間税会を紹介いたします。

【広島局間連の組織】

広島局間連	部会	石油ガス 飲料 楽器 印紙税 百貨店 揮発油	各県間連	広島県連会員	3,352 人社	各単位会 (27.4.1 現在)	16 会
				山口県連会員	1,748 人社		11 会
				岡山県連会員	1,901 人社		13 会
				鳥取県連会員	529 人社		3 会
				島根県連会員	1,194 人社		7 会
				合計	8,724 人社		計 50 会

広島県間税会連合会

○広島東間税会

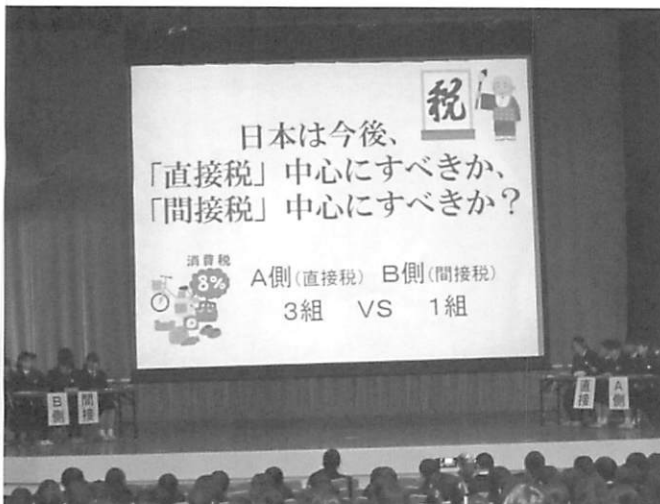
本年1月30日、安田女子高校において、租税教室活動の一環としてディベートを開催しました。これは事前に広島東税務署の広報広聴官による事前学習を基に実施したものです。

今回のテーマは、「日本は今後、(A) 直接税を中心にすべきか、(B) 間接税を中心にすべきか」をテーマに、Aチーム・Bチームに分かれ実施したものです。

Aチーム側の立論3分、Bチーム側の立論3分その後質疑準備の為の3分を経て、Bチーム側からの質疑3分、Aチーム側からの質疑3分を経てから最終弁論と進んで行きました。

最終弁論では、互いにメリットを厚く説明し白熱した弁論内容でした。

判定は、1対9でB側の「間接税を中心にすべき」が勝利しましたが、いずれが勝利しても遜色ない弁論内容でした。



○広島県連女性部

広島県間税会連合会女性部は、活動の一環として、県内の16単位会のうち、女性部のある9単位会を通して要望のあった11団体に紙芝居を贈呈しました。

その主な目的は、①児童に税の大切さ・役割を伝え、税の関心を深めもらう ②紙芝居を広く活用して頂き、正しい税の知識を普及する ③消費税を考える会である「間税会」の知名度を高める 以上のことから平成26年11月11日から17日にかけて、安田女子短期大学付属幼稚園をはじめ11の幼稚園に紙芝居を贈呈しました。

この紙芝居は、平成23年度より、安田女子大学 児童教育学科のご協力で、現在まで3作品が制作されています。今回贈呈したものは、「あきくんとみじちゃんのくらしと税金」です。



山口県間税会連合会

○徳山間税会

本年2月5日、徳山間税会では周南市立久米小学校で租税教室を開催しました。

これは会長村谷太洋氏の母校である小学校の開校140周年の記念事業の一環として行ったもので、小学校から「ようこそ先輩」と逆指名があったものです。

当日は、6年生75名を集め行ったもので、会場には1億円のレプリカを準備しました。

生徒達はレプリカに触れながら感激の表情をしていました。



島根県間税会連合会

○松江間税会と広島西間税会

広島県連と島根県連のメンバーは、昨年の9月20日松江税務署の敷地内にある「被爆アオギリ2世」に水をまき、更なる交流の発展と平和を願いました。

両県の広島西間税会と松江間税会は2006年から交流を続けており、被爆アオギリ2世は、広島で被爆したアオギリの木からとれた苗を育てたもので、全国各地に苗木が植えられています。

この日は、双方のメンバー約30名が参加し、友好の証として4年前に植樹した被爆アオギリ2世に広島市の平和公園の「平和の泉」から流れる「平和の水」をまき、交流と平和を誓いました。

また、同日、「間税会陰陽交流の跡地を巡る研修の旅」の一環で、参加会員17名は、原爆や戦争の悲惨さを描いた漫画「はだしのゲン」の作者・故中沢啓治氏から譲り受けたサイン色紙を、雲南市三刀屋町三刀屋の永井隆記念館に寄贈しました。



岡山県間税会連合会

○岡山県連青年部・女性部

去る12月11日（木）メルパルク岡山において、岡山東、岡山西、児島、津山の各間税会の女性部・青年部が、合同税務懇談会を開催しました。

懇談会には、岡山県連の役員と、来賓として中国財務局から原田財務広報室長、広島国税局から古谷総務係長、岡山東税務署から伊藤副署長、吉田統括国税調査官にご臨席いただき、総勢30名の参加となりました。

岡山東間税会の佐々木青年部長の進行のもと、古谷総務係長から中国五県の女性部・青年部の活動例などを紹介して頂き、出席者による各間税会の活動内容の紹介や今後の取組みについて意見交換が積極的に行われ、税務研修や組織強化事業等を中心とした積極的な活動を行っていくことを決定しました。

また事務局から平成28年9月に全国間税会総連合会の総会の開催地として岡山県が選ばれたことについて説明が行われました。

続いて、岡山東税務署 吉田統括官から「相続税の税制改正」について説明頂きました。

意見交換の終了後、研修会として中国財務局 原田広報室長から「高齢化の進展と日本財政について」と題し、高齢化の進展と社会保障費、日本の財政収支、消費税率の引上げ等、社会保障の充実策、法人税減税等、社会を取り巻く諸課題について分かり易くお話し頂きました。

1. はじめに

私が会長を務めさせて戴いております西福岡間税会は、福岡市の城南区・早良区・西区と糸島市にかかる非常に広域な範囲になっております。特に最近、九州大学の医学部を除く大部分の校舎の移転が進み、広大な新キャンパスが出来上がりました。

それに伴いJR九州筑肥線 九大学研都市駅が新設されるなど新九州大学周辺は大規模学園都市と成し、学生・職員・大学関係者等の人口流入が増大しております。又これらに関連する企業なども新規参入しつつあります。間税会としてもこれらの新規対象に対しまして広報としての活動を推し進める方法を考えていかなければならないと思っております。

2. 活動報告

福岡局間連の広報活動の実情については次のように報告させていただきます。

○全国間税会総連合会第41回通常総会福岡大会

平成26年9月26日（金）全国間税会総連合会第41回通常総会福岡大会、消費税期限内完納宣言全国大会が福岡市内ホテルニューオータニ博多に於いて開催され、全国の間税会から約700名が集結し盛大に開催されました。

来賓として、林信光国税庁長官、藤田博一国税庁課税部長、中尾睦福岡国税局長、小川洋福岡県知事、高島宗一郎福岡市長、友誼団体の代表ら多数の出席を賜りました。

総会において、会員増強、消費税完納運動の推進、消費税の啓発活動等の拡充、税制及び執行に関する提言活動などの平成26年度事業計画案等が承認されました。

総会后、懇親会では福岡出身の講談師 神田紅が「福岡藩祖 『黒田官兵衛』」の演題で独演会が行われ、懇親会は、九州（福岡、佐賀、長崎）の郷土料理の振る舞いと、各地の郷土色溢れたアトラクションがあり、参加者の方々の好評を博しました。

○間税会ニュースの発行

福岡局間連では間税会ニュースを年3回発行し、会員の皆様に税や社会に関する情報を発信し、お役にたてるようにしております。

- H26年 1月 39号 平成25年度「税を考える週間」行実施状況
- H26年 5月 40号 全国間税会総連合会第41回通常総会ご案内
- H26年 9月 41号 もっと知ろう、もっと考えよう、国の財政と消費税のこと
- H27年 1月 42号 全国間税会総連合会第41回通常総会報告
- H27年 5月 43号 消費税が変わります

○「税の標語」の応募状況

税の標語の募集を通じ税の啓発、広報及び租税教育推進の一環として全国的に取り組み、福岡局間連では管内31間税会に会員ばかりではなく学校などからの応募もお願いしております。

	応募数	構成比/全国	応募単会数
平成25年度	3,391	1.4	12
平成26年度	5,624	2.06	13

各間税会に1件でも積極的に応募するように働きかけたいと考えております。

○ブロック連絡協議会について

福岡局間連の31間税会を6つのブロックに編成し、ブロック毎に毎年会議を開き、各間税会の抱えている問題点などを発表し、改善策などの意見交換・組織拡大強化や事業活動の提案・退会防止策などについて検討協議しております。また、ご出席の所轄国税局消費税課長、税務署署長、関係統括官にご意見ご指導を戴いております。

○西福岡間税会 青年・女性部の活動状況

めまぐるしく変化していく社会環境に対して、適切かつ迅速に対応していく必要がある昨今、西福岡間税会がさらなる発展を遂げるためには、斬新なアイデアや行動力のある青年・女性部の活躍が必要となっています。

そういった中で青年・女性部での活動が人材を育成する場となり、各々の活躍の場なるように研修会や各種事業などを精力的に行ってまいりました。

また部員同士の交流と親睦を深める為に、近年では中津へのバスハイク（45名参加）や博多湾クルージング（63名参加）などを行いました。参加者も多く、大変好評でしたので、皆様楽しんでいただけるような活動は継続して行っていききたいと思います。



博多湾クルージング



親睦

今後も青年・女性部という組織を継続的に活性化させる為、取り組むべきこととして、部員各人が現状に対する問題意識を持ち、現状打開に対する明確な目的意識をもって、各事業活動を行うことが必要であると思います。

また、発想や活動の範囲を青年部・女性部内だけ

にとらわれず、可能な限り多くの人や組織、ネットワークを通じて協力していくことで自分自身が成長することができ、その活気が青年部・女性部を活性化させ、やがて組織全体の活性化に結び付くのではないかと思います。

間 税 会 だ よ り

組織増強への取り組み

各間税会とも、間税会活動の最重点項目として、組織の拡大・強化に力を入れてきているところですが、12頁に掲載しましたように、平成27年4月1日現在の会員数（組織形態の異なる大阪局間連を除きます。）は、88,929人社となり、前年同期の87,390人社に比べて1,539人社の増加となりました。

このような趨勢の中、会員増強に精力的に取り組まれ、大幅な会員増に結びつけた間税会があります。

今回の間税会だよりでは、平成26年度中に大幅な会員増を行った会の中から、6間税会について、会員増強への取り組み方を中心とした活動状況を紹介させていただきます。

日野間税会

東京局間連

会員数 (入社)	23年	24年	25年	26年	27年	増加会員数
	110	110	100	119	184	65

1 組織拡大への取り組み方

平成26年6月9日に局間連よりモデル会の指定を受けました。6月10日日野間税会総会において中澤会長からその旨を説明して役員、会員に会員増強への協力要請がなされました。9月16日東京局間連56-66号「会員増強」「新会員制度の枠組み」についての通知を受け9月24日理事会において「新会員制度」の説明があり導入が了承されました。10月・11月・12月は退会もあり、会員増強は苦戦しました。平成27年1月28日理事会において「新会員制度」の導入を決定しました。

「新会員制度」

主 旨

日野間税会の会勢と財務体質改善及び納税道義の高揚と税の啓発活動の為に会員の加入資格を緩和し会員数の増加を図る。

名 称

ファミリー会員

入会資格

正会員の社員、家族、知人。

入会及び退会

正会員を通じて行う。

ファミリー会員の権利

間税会が開催する行事には参加できること。

情報伝達は正会員を通じて行うこと。

総会における議決権は有しないこと。

役員への就任は出来ない。

会 費

年会費は1口1,000円とする。

年度途中での入退会での月割り扱いはしない。

年会費は正会員の年会費と併せて支払う。

「ファミリー会員」制度導入により会員増強も順調に推移して、平成26年4月1日119人社から平成27年4月1日184人社へ増強することができました。平成27年度も正会員・ファミリー会員ともに大幅増を目指しています。

2 主な事業活動の内容

「税の標語」の募集については、日野市・稲城市・多摩市の公立中学校23校の2年生を対象にして「世界の消費税クリアファイル」4,000部を配布して3,499点の応募がありました。日野税務署長賞3点については、26年度納税表彰式において贈呈及び披露が行われました。八王子都税事務所長賞1点については賀詞交歓会において贈呈及び披露が行われました。入賞作品については、日野税務署庁舎内と日野市・多摩市・稲城市の庁舎内にパネル展示しました。

「街頭広報活動」として、高幡不動尊節分豆まきにイータ君と参加して日野間税会のPR活動を実施しています。

「会員交流活動」として年2回の交流ゴルフ大会を実施しており、25回目を迎えるほど盛況です。

新しい会員の方も増えてきているので、これからも楽しい日野間税会を目指して邁進して行きます。

日野間税会 会長 中澤 洋

川崎北間税会

東京局間連

会員数	23年	24年	25年	26年	27年	増加会員数
(入社)	266	227	239	255	322	67

組織拡大のために講じた具体的な施策

1 組織拡大への取り組み方

組織拡大への取り組みは、まず肝心の間税会理事のみなさんの意識改革から始めることが大切です。なぜそんなに必死に会員を増やすのか、そこから説明しなくてはならないもどかしさがあるのは事実です。全間連の最重点施策について説明をし、第一歩として、消費税は今や国の基幹税であること、よって、間税会は消費税と密接なつながりがある会であることなどを踏まえ、理解していただくことを念頭に置き突き進むことを説明。

間税会に入会依頼をするとき、まず始めに、メリットはありません！と告げる。

入会していただければ、異業種交流の場として、いろいろな異業種の本音を聞ける場として活用して欲しいと。メリットは入会してから自分で見つける努力をして欲しい旨をお話しすることになっています。

もし、入会していただければ、各種勉強会、研修会、自分の趣味に合ったサークルに入ってもよし、ゴルフコンペに参加してもよし、たった一度の人生を社会全体に目を向け、楽しい人生になるかもしれない等を説明。そして、近隣の各商店街会長に理解をしてもらい、勧誘を許可してもらうことが大切です。商店街会長のお墨付きをもらうことによって、入会勧誘を聞いてくれる人が増えました。

2 主な事業活動

税の標語の活発化、各種研修会・講習会の実施、スポーツを中心とした非会員の会員拡大事業の実施。税を考える週間の活発な研修会の開催。

3 今後の活動方針

間税会理事会を、再編成することにする。副会長を中心として、事業部会・広報部会・組織部会を結成し、今までなかった各種委員会を開催する。

川崎北間税会 会長 藤本秀明

佐原間税会

東京局間連

会員数	23年	24年	25年	26年	27年	増加会員数
(入社)	233	214	223	229	552	323

会員増強奮闘記

毎年毎年会員増強を唱えても、入会より退会の方が多くこれではまずいと。東京局間連の財務委員長である自分、同じく東京局間連会務運営委員長と協議し気合を入れて20,000人社実現しようと（現行17,853人社）。ここで佐原間税会は300人社を目標に掲げ、11月末には目標達成を会務運営委員長に伝達。

早速、地元で常任理事会を開催し、補助会員制度について趣旨説明を実施し手法を探り、正会員の家族、正会

員の従業員という条件で、資料等案内文章はすべて正会員が責任を持ちそちらから発信する。本部事務局には一切手数をかけない。間税会の行うすべての行事に参加することは出来るが、総会役員会において発言権は有しない。年会費は一口¥1,000とする。役員会の承認可決し早速実行に。冒頭に役員21名が各々10名の会員をノルマとし、一般会員で理解してくれそうな方々に呼びかけ目標以上の323増強見事達成。

目標を決めてから間髪入れず、いつやるの 今でしょこれが成功の秘訣だったのかと思います。

佐原間税会 名誉会長 竹林克夫

竜ヶ崎間税会

関東信越間連

会員数	23年	24年	25年	26年	27年	増加会員数
(入社)	285	289	339	327	387	60

1 組織拡大への取り組み方

当会では、会長及び副会長が先頭になり会員増強を重点項目とし、日々活動しています。

具体的には、地域各団体への呼びかけ、当会主催の各行事時の新規会員勧誘、友人知人への声掛け等様々な機会での会員増強運動を展開しています。

また昨年、女性部を発足しました。女性部長、副部長には積極的に会員増強に尽力いただいております。企業はもちろんですが、個人会員の増強にも取り組んでいます。

2 主な事業活動の内容

- ① 各団体の会合へ積極的に参加し、間税会のアピール等を引き続き展開して行きます。特に法人会、税理士会、納税貯蓄組合連合会とは蜜に連携し会員勧誘運動を進めます。
- ② 年2回のゴルフコンペ、納涼祭、税務研修会等は新規会員獲得の機会ととらえ、積極的に参加を促し、会員増強に努めます。

特に納涼祭においては麒麟ビール(株)、アサヒビール(株)という世界的な一流メーカーの会場での開催と、地の利を生かした活動を更に進めます。

- ③ 各団体と連携し税務研修会等、税の啓蒙活動、及びe-Taxの普及促進を進めます。
- ④ 女性会員の比率を上げ、女性目線での様々なアイデアを取り入れ、会の活性化を図ります。
- ⑤ 役員のみならず、当会活動目標でもある、「1会員1新会員運動」を更に進めます。

3 今後の活動方針

大半の会が会員減少に苦しみ中、当会は年々会員増を達成してまいりました。

昨年度には純増50会員を達成しましたが、当面の目標でもある500会員を達成する為には、会員増強運動と退会者の減少を図ることが重要であります。

各行事の充実化と各研修会等への参加をさらに呼びかけ、会員各位にとって意義のある会になるよう活動して参ります。

竜ヶ崎間税会 会長 安達 實

土浦間税会

関東信越間連

会員数	23年	24年	25年	26年	27年	増加会員数
(入社)	936	918	907	888	978	90

1 組織拡大への取り組み方

組織の現状につきましては、前年対比でここ数年減少傾向にありました。

消費税を理解し支援する協力団体として、間税会の存在意義と果たす役割は益々大きくなる中で、組織の強化は、会活動の原点でもありますので、役員・青年部・女性部が一致団結して、加入勧奨を積極的に推進致しました。

また、趣旨をご理解いただき、全会員に『一人一事業所の会員増強運動』へのご協力をお願い致しました。金融機関・税理士会にもご協力をいただき、成果をあげることができました。

2 主な事業活動の内容

- ① 租税教室におけるクリアファイルの活用
- ② 印紙税実務研修会の開催
- ③ 会員交流親睦事業の開催
- ④ 「税の標語」の募集活動
- ⑤ 会報の発行(年間3回)



そば打ち大会

3 今後の活動方針

会の存在感・提言力を高めていくためにも、「数は力なり」の信念のもと、次の目標である1,000会員の達成に向けて、継続した加入勧奨を展開して参りたいと思います。

同時に、魅力ある間税会とするためにも、親睦交流や各種研修など事業の充実にも努めていきたいと思ひます。

土浦間税会 会長 瀬古澤 擴

児島間税会

広島局間連

会員数	23年	24年	25年	26年	27年	増加会員数
(入社)	65	65	65	60	141	81

組織拡大・事業活動への取り組み方

わたしたちの町は、瀬戸大橋のふもとにあり、ジーンズの町として知られています。繊維と漁業と観光の町で人口7万人ほどの小さな町です。

昨年9月よりモデル会の指定を受けたこともあり、会の見直しから始めました。活発な事業活動を行おうと思えば、今の会員数と高年齢では無理だと考え、まず、若い力を借りること、それには、青年部の設立しかないと思ひ青年部設立だけに力を注ぎました。おかげで昨年11月26日43名で青年部が発足しました。

会員同士の親睦なくして、事業活動は出来ないと思ひ、昨年度から会員の親睦、特に青年部の親睦を中心に会を開いてきました。おかげで、会員数は60名から141名に増員でき、今年度は200名の突破を目標にしています。

事業活動も青年部中心にマイナンバー制度・消費税などについての説明講習会の開催、間税会入会促進のPR活動・はっぴ、旗などでデモンストレーションを予定しています。

会員拡大と事業活動は、会員親睦の副産物として拡大してくれることと思ひます。ですから今年度は委員会活動に力を入れ、そこから生まれる事業に全員で協力していきたいと思ひています。

来年は、岡山にて全国大会が開催されます。児島間税会は青年部中心に全国大会の準備・運営に協力していき、又、他の間税会との交流もできたらと思ひております。活動はまず親睦から！楽しい間税会にしたいと思ひています。

児島間税会 会長 石橋道明

間税会組織の現状

1 間税会の組織状況

平成27年4月1日現在の会員数は88,929人社(下部組織のない大阪局間連を除きます。)で、前年同期の会員数87,390人社に対し1,539人社の増加となっています。

別表1「間税会組織状況表」は、各局間連別の組織状況を表したものです。

各局間連の会員数の変動を見ますと、会員数の増加しているのは、東京、関東信越、広島、四国の4局間連で、あとの7局間連は減少しています。

2 過去5年間の会員数の推移

会員数の推移を過去に遡ってみますと、平成12年度までは増加してきていましたが、平成13年度からは減少に転じ、この5年間も別表2のように平成27年4月1日現在の会員数は増加したものの減少傾向にあります。

3 会員数階層別間税会

別表3「間税会会員数階層別分布状況」は、会員数別の単位会数を表したもので、会員数200人社未満の会が288会と全体の66%を占めています。

また、1単位会当たり平均会員数は203人社となっています。

4 会員数のランキング

別表4「会員数ランキング」は会員数上位から50間税会(会員数400人以上)を掲載しました。

会員数ランキング50の局間連別では、①関東信越19、②東京8、③福岡7、④北陸・東海・四国5、⑤北海道1となっています。

別表1 間税会組織状況表

局連名	会 員 数		
	平成27年4月1日	平成26年4月1日	増 減
東 京	19,820	17,853	1,967
関 東 信 越	19,677	19,247	430
大 阪	9	9	0
北 海 道	4,719	4,760	△41
仙 台	3,589	3,665	△76
東 海	7,647	7,907	△260
北 陸	6,290	6,452	△162
広 島	8,724	8,581	143
四 国	5,865	5,806	59
福 岡	9,328	9,511	△183
南 九 州	2,826	3,083	△257
沖 縄	444	525	△81
計	88,929	87,390	1,539
	88,938	87,399	1,539

(注) 計欄の上段は、下部組織を持たない「大阪」を除いた会員数である。

別表2 会員数の推移

(単位：人社)

区 分	23.4.1	24.4.1	25.4.1	26.4.1	27.4.1
会 員 数	89,055	87,925	88,809	87,390	88,929
前年度比	△837	△1,130	884	△1,419	1,539

別表4 会員数ランキング

順位	団 体 名	会 員 数	順位	団 体 名	会 員 数
1	武蔵野(東京)	2,312	26	宇都宮(関東信越)	508
2	富山(北陸)	1,451	27	佐賀(福岡)	504
3	大宮(関東信越)	1,238	28	三条(関東信越)	502
4	上田(関東信越)	1,188	29	松阪(東海)	501
5	越谷(関東信越)	1,123	30	上尾(関東信越)	497
6	小倉(福岡)	1,025	31	長野(関東信越)	494
7	福岡(福岡)	1,012	32	東三河(東海)	491
8	土浦(関東信越)	978	33	武生(北陸)	491
9	高知(四国)	960	34	高松(四国)	490
10	岐阜南(東海)	940	35	徳山(四国)	490
11	浦和(関東信越)	910	36	大月(東京)	483
12	所沢(関東信越)	820	37	横浜南(東京)	469
13	金沢(北陸)	774	38	松本(関東信越)	460
14	長尾(四国)	762	39	松山(四国)	454
15	古河(関東信越)	760	40	足利(関東信越)	450
16	福井(北陸)	750	41	甲府(東京)	445
17	長崎(福岡)	750	42	諏訪(関東信越)	442
18	小松(北陸)	732	43	札幌西(北海道)	440
19	西福岡(福岡)	691	44	荒川(東京)	439
20	新潟(関東信越)	658	45	鈴鹿(東海)	435
21	博多(福岡)	631	46	川口(関東信越)	420
22	岐阜北(東海)	620	47	春日部(関東信越)	418
23	船橋(東京)	569	48	高崎(関東信越)	404
24	佐原(東京)	552	49	前橋(関東信越)	403
25	山梨(東京)	525	50	筑紫(福岡)	401

別表3 間税会会員数階層別分布状況

局間連 会員数	東 京	関東信越	北海道	仙 台	東 海	北 陸	広 島	四 国	福 岡	南九州	沖 縄	合 計
100人社未満	14 (15)	10 (13)	9 (9)	42 (42)	28 (27)	1 (1)	18 (18)	4 (5)	3 (2)	23 (22)	4 (4)	156 (158)
100人社以上	35 (35)	20 (17)	13 (14)	6 (6)	7 (8)	4 (3)	12 (13)	9 (10)	11 (15)	13 (12)	2 (2)	132 (135)
200人社以上	16 (23)	11 (11)	6 (4)	4 (4)	6 (5)	3 (4)	11 (11)	5 (2)	9 (5)	(2)		71 (71)
300人社以上	11 (6)	3 (4)	1 (2)		2 (3)	2 (2)	8 (6)	1 (2)	1 (1)			29 (26)
400人社以上	4 (4)	9 (7)	1 (1)		2 (2)	1	1 (2)	2 (2)	1 (2)			21 (20)
500人社以上	3	2 (3)			1 (1)	(1)			1 (1)			7 (6)
600人社以上		1 (1)			1 (1)				2 (1)			4 (3)
700人社以上		1 (1)				3 (3)		1 (1)	1 (1)			6 (6)
800人社以上		1 (2)							(1)			1 (3)
900人社以上		2 (1)			1			1 (1)	(1)			4 (3)
1,000人社以上	1 (1)	3 (3)			(1)	1 (1)			2 (1)			7 (7)
計	84	63	30	52	48	15	50	23	31	36	6	438

(注) () 書は前年度

最 高	武蔵野	大宮	札幌西	いわき	岐阜南	富山	徳山	高知	小倉	熊本東	沖縄中部	武蔵野
	2,312	1,238	440	265	940	1,451	490	960	1,025	170	161	2,312
最 低	目黒	新津	富良野	石巻	飛騨	奥越	吉田・三原	脇町	対馬	竹田	平良・八重山	石巻・平良・八重山
	51	23	43	0	14	81	50	61	80	17	0	0
平 均	236	312	157	69	159	419	174	255	301	79	74	203
モデル会	川崎北	大宮	岩見沢	盛岡	桑名	輪島	児島	幡多	長崎			平均
	322	1,238	285	96	329	143	141	153	750			384

アンケート集計結果報告

I 調査目的

全間連では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。

昨年は、7月に政権与党（自由民主党・公明党）の税制協議会が開催した「消費税の軽減税率に関する関係事業者からのヒアリング」に出席し、単一税率の維持を強く要望するとともに、「平成27年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」を財務省、国税庁及び政府税制調査会へ提出するほか、自由民主党政務調査会及び民主政策調査会が開催したヒアリングにも出席し、同要望書に記載されている主要な事項について説明しました。

ところで、消費税につきましては、昨年4月から税率が5%から8%に引き上げられたものの、消費税率10%への再引き上げの時期については、現下の景気状況等を踏まえ一年半延期し、平成29年4月からの実施に変更するとされています。

これに伴い、消費税の軽減税率制度についても、昨年12月30日に決定された政権与党の平成27年度税制改正大綱においては、「消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める」とされています。

このような状況の中、毎年、実施しております「消費税等に関するアンケート調査」は、会員と全間連をつなぐ重要な行事の一つになっており、税制や税務執行に関する要望等のみならず、間税会の運営等に関する意見・要望を聴取する貴重な機会になっています。

また、今般の政権与党の税制改正大綱では、軽減税率制度の導入時期が「税率10%時」とされており、また、平成29年度からの導入も「目指す」とされるなど、導入時期が不明確な状況にあります。

以上のようなことから、消費税については、今後、軽減税率の導入に関する検討は行われるものの、それ以外に特に大きな状況変化もないと考えられることから、アンケート調査項目については、昨年と同じ軽減税率に関する項目としました。そして、会員の皆さまの軽減税率に関する考え方の変化を把握するとともに、税制、税務執行及び会務運営に関する

会員の皆さまの意見・要望等を聴取し、全間連として、どのように対処し、どのような提言をすればよろしいか、会員の皆さまの率直なお考えをお伺いするために、このアンケート調査を行いました。

（質問）

- (1) 「単一税率」に関すること
- (2) 「低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）」に関すること

II 回答率

アンケート用紙の配布数15,000枚に対し、回答数は10,108枚であり、その回答率は67.4%であった（別表1参照）。

これは、26年の回答数に比べ224枚増加し、回答率も65.9%から67.4%と1.5ポイント増加した。

III 回答内容の概要

質問事項別の回答内容の概要は、次のとおりである（別表2参照）。

1 「単一税率」に関すること

- ・「①軽減税率の導入時期が確定するまでは、単一税率の要望を継続するのがよい」は65.0%であり、前年度の59.6%より5.4%増加した。
- ・「②政権与党の方針（導入時期は不明確だが軽減税率の導入が決定）を踏まえ、単一税率の要望は取り下げるのがよい」は15.9%であり、前年度の18.1%より2.2ポイント低下した。

2 「低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）」に関すること

- ・「①軽減税率の導入時期が確定するまでは、従来からの給付付き税額控除制度の要望を継続するのがよい」が41.4%であり、前年度の39.7%より若干増加した。
- ・「②軽減税率を導入するにしても、一部の食品に限定するなどその対象範囲は、極力限定した上、給付付き税額控除制度との併用実施が望ましい」が29.4%であり、前年度の28.4%より若干増加した。
- ・「③消費税は消費支出に対して比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない」は15.2%であり、前年度の16.5%より若干減少した。

別表1 アンケート調査回答率

区分	配付枚数 枚	回答枚数 枚	回答率 %
東京	3,000	1,868	62.3
関東信越	3,300	2,971	90.0
大阪	100	54	54.0
北海道	800	599	74.9
仙台	600	528	88.0
東海	1,350	865	64.1
北陸	1,100	582	52.9
広島	1,450	832	57.4
四国	1,000	638	63.8
福岡	1,600	832	52.0
南九州	500	294	58.8
沖縄	100	23	23.0
業種	100	22	22.0
計	15,000	10,108	67.4

別表2 消費税等に関するアンケート調査集計結果

	回答数 (人)	割合 (%)
1 「単一税率」に関すること		
①軽減税率の導入時期が確定するまでは、単一税率の要望を継続するのがよい	6,569	65.0
②「政権与党の方針（導入時期は不明確だが軽減税率の導入が決定）を踏まえ、単一税率の要望は取り下げるのがよい	1,607	15.9
③分からない	1,692	16.7
④その他	186	1.8
⑤無回答	54	0.5
2 「低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）に関すること		
①軽減税率の導入時期が確定するまでは、従来からの給付付き税額控除制度の要望を継続するのがよい	4,189	41.4
②軽減税率を導入するにしても、一部の食品に限定するなどその対象範囲は、極力限定した上、給付付き税額控除制度との併用実施が望ましい	2,975	29.4
③消費税は消費支出に対して比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない	1,534	15.2
④分からない	1,237	12.2
⑤その他	109	1.1
⑥無回答	63	0.6



「かんちゃん しょうちゃん」が 全間連の「推奨キャラクター」に決定されました



東海間連から要望があった、桑名間税会で生まれたマスコットキャラクター「かんちゃん しょうちゃん」が、7月23日開催の全間連常任理事会において、「全間連推奨キャラクター」とすることが承認されました。

傘下間税会におきましては、承認の趣旨を踏まえ「かんちゃん しょうちゃん」を積極的に活用・使用してください。

「桑名間税会」へのアクセス方法等

「かんちゃん・しょうちゃん」のイラストデータは、「桑名間税会」のホームページから無料で入手が可能です。

《検索方法》

- ・「桑名間税会」で検索
- ・全間連のホームページから検索（「間税会リスト」⇒「三重」⇒「桑名間税会」の順で検索）

ここをクリック⇒



始めよう! 月々2,900円
からの安心生活!



全日警のホームセキュリティ

HAPPY GUARD
ハッピーガード

お見積りは、無料! お問い合わせ、お見積り、資料のご請求は www.zennikkei.co.jp/hs/ ☎ 0120-87-7575

常任理事会開催される

去る7月23日(木)午後2時から東京・麹町弘済会館において、常任理事会が開催されました。

席上、ご来賓として出席された国税庁課税部永田寛幸消費税室長から、ご挨拶をいただきました。

主な議題は、次のとおりです。

- ① 第42回通常総会等の開催
- ② 「全間連の最重点施策」の実施について
- ③ 平成26年度収支計算書(見込額)及び平成27年度収支予算書(案)
- ④ 平成26年度事業報告及び平成27年度事業計画(案)
- ⑤ 今後における組織増強への取組みと財政基盤の強化等について
- ⑥ 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの効果的な活用について
- ⑦ 「税の標語」の募集等について
- ⑧ 平成27年度税制改正について
- ⑨ 平成28年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)

正副会長会議の開催

去る7月23日(木)常任理事会に先立ち、正副会長会議が開催され、今後における全間連の運営のあり方等について、幅広い観点から検討が行われました。

青年部役員会の開催

青年部は、去る6月23日(火)午後3時30分から事務局において、役員会を開催し、第37回通常総会の開催及び今後における青年部のあり方等について協議しました。

揮発油税中央セミナーの開催

第36回揮発油税中央セミナーは、6月24日(水)午前9時30分から東京・麹町弘済会館において、石油精製、石油化学関係会社の本支店、事業所等の揮発油税実務担当者を対象に、国税庁課税部消費税室末安直貴諸税第一係長を講師として行われ、125名が受講しました。

全間連の租税教育活動を一般財団法人大蔵財務協会が支援

一般財団法人大蔵財務協会(石坂匡身理事長)は、本年も昨年に引き続き、全間連が実施している「税の標語」の募集活動と「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布活動に対して支援して下さることになり、去る7月23日(木)に開催された常任理事会の席上において、中島常務理事から大谷会長に対し、支援金(200万円)が贈呈されました。

「税の標語」の募集は平成5年度から、また、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布は平成13年度から実施しているものですが、年々「税の標語」の募集数やクリアファイルの配布数は増えてきており、次代を担う青少年の租税教育に力を入れている大蔵財務協会は、全間連のこれらの事業は租税教育活動及び税の啓発・周知活動として大変効果的であるとの高い評価の下に、支援していただいているものです。



全間連の主な動き (27. 5. 15 ~ 9. 3)

5月15日(金)	全間連会報発行第133号	
5月19日(火)	仙台局間連総会出席	仙台
5月26日(火)	広島局間連総会出席	広島
5月28日(木)	広報委員会	東京
6月1日(月)	北海道間連総会出席	札幌
6月8日(月)	東京局間連総会出席	東京
6月8日(月)	関東信越間連総会出席	さいたま
6月10日(水)	福岡局間連総会出席	博多
6月11日(木)	南九州間連総会出席	大分
6月18日(木)	北陸間連総会出席	金沢
6月19日(金)	東海間連総会出席	鈴鹿
6月23日(火)	青年部見学会、役員会、国税庁幹部との意見交換会	東京
6月23日(火)	全国免税店協会総会	東京
6月24日(水)	揮発油税中央セミナー	東京
6月26日(金)	税制委員会	事務局
6月29日(月)	女性部役員会、国税庁幹部との意見交換会	東京
7月2日(木)	企画会議	事務局
7月8日(水)	財務委員会	事務局
7月9日(木)	会務運営委員会	事務局
7月10日(金)	総務委員会	事務局
7月23日(木)	正副会長会議	東京
7月23日(木)	常任理事会	東京
8月7日(金)	事務局長会議	事務局
8月26日(水)	企画会議	事務局
9月8日(火)	四国間連総会出席	高知